

公益財団法人日本文化スポーツ振興 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人日本文化スポーツ振興と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、日本の伝統文化である囲碁及びスポーツに関する活動の奨励・普及の支援を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 囲碁の普及、指導及び援助
 - (2) スポーツの普及、振興及び援助
 - (3) その他前各号の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本国内において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、末尾に掲げる拠出財産目録に記載された財産を、当法人の設立に際して拠出する。

(財産の種別)

第6条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次の各号をもって構成する。
 - (1) 公益社団法人及び公益財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第172条第2項に規定する、この法人の目的である事

業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産（以下「不可欠基本財産」という。）

(2) その他評議員会で、基本財産とすることを決議した財産

(3) 設立日以後に不可欠基本財産及び前号の基本財産として寄附された財産

3 当法人の設立時の基本財産は、末尾に掲げる拠出財産目録に記載された財産とし、これらの財産は、すべて不可欠基本財産とする。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

5 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議による。

（基本財産の維持及び処分）

第7条 基本財産について、当法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により不可欠基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会の決議を得なければならない。

3 不可欠基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議による。

（財産の管理・運用）

第8条 当法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議による。

（事業計画及び収支予算）

第9条 当法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書」という。）は、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧等供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧等供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第12条 当法人が資金の借入をしようとするときは、理事会において、総理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の議決を経なければならない。

（会計原則等）

第13条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第14条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第15条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員

(評議員)

第16条 当法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の
議会の議員を除く)

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同
条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法
人
- ⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることが
できない。

4 評議員に変更があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の
ものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任
期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満
了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、
なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第19条 評議員は無報酬とする。

2 評議員に対してその職務を行うために要する費用の支払いをすること
ができる。

3 前二項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員
等に対する報酬等に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び評議員並びに監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎年3月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集権者)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。代表理事に事故がある場合には、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長選出と決議)

第24条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

- 2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定めた事項
- 4 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第2項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した代表理事が記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 1名以上2名以内

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議において選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事のうち1名を代表理事、2名を業務執行理事とする。

4 業務執行理事をもって常務理事とする。

5 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他政令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令に定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより当法人を代表し、

職務を執行する。

- 3 業務執行理事は、理事会で別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第29条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期満了のときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第31条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第32条 理事及び監事は無報酬とする。ただし常勤理事および監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長と決議)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたり、理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名・押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条についても適用する。

(解散)

第40条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第43条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第44条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかねばならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員、理事、監事の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところのほか、第47条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 会員

(会員)

第45条 当法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

第11章 最高顧問及び顧問

(最高顧問及び顧問)

第46条 当法人は、最高顧問及び顧問をそれぞれ若干名置くことができる。

- 2 最高顧問及び顧問は、次の職務を行う。
- (1) 囲碁教室における技術指導
 - (2) 囲碁教室における指導棋士の選定及び推薦
 - (3) 囲碁教室（天豊道場）棋士候補生の審査及び推薦
 - (4) 代表理事の相談に応じること
 - (5) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

- 3 最高顧問及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 最高顧問及び顧問の報酬は、理事会において決議する。

第 1 2 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 4 7 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 4 8 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 4 9 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

(設立時評議員)

第 1 条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 高花 可奈

設立時評議員 中島 漸

設立時評議員 安見 竜太

(設立時役員等)

第 2 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 高花 直一郎

設立時理事 倉本 達人

設立時理事 中林 善明

設立時代表理事 高花 直一郎

設立時監事 鈴木 久夫

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第3条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりである。
東京都新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

(最初の事業計画等)

第4条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第5条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年12月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第6条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。
住 所 東京都板橋区南町40番4号
設立者 高花 直一郎

(法令の準拠)

第7条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人日本文化スポーツ振興設立に際し、設立者高花直一郎の定款作成代理人である司法書士西垣美緒は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和5年12月28日

設 立 者 高 花 直一郎

上記設立者の定款作成代理人

東京都港区西新橋一丁目20番3号

虎ノ門法曹ビル9階

司 法 書 士 西 垣 美 緒

抛 出 財 産 目 録

現金 3 0 0 万円

以 上